

## デイサービスセンター「第2共愛の里」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(愛知県指定 第2371000320号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. 苦情の受付について .....	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会  
(2) 法人所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野108番地の4  
(3) 電話番号 052-302-8011  
(4) 代表者氏名 理事長 横江 公美  
(5) 設立年月 平成11年4月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年1月28日指定  
愛知県2371000320号  
当事業所は特別養護老人ホーム第2共愛の里に併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人共愛会が開設するデイサービスセンター第2共愛の里(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員(以

下「生活相談員等」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 第2共愛の里
- (4) 事業所の所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野108番地6
- (5) 電話番号 052-302-8029
- (6) 事業所長(管理者)氏名 渡邊 宏美
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、有する能力に応じ自立した日常生活を行うことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- (8) 開設年月 平成11年4月1日
- (9) 利用定員 20人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 名古屋市中川区(西臨港線以西)、中村区(西臨港線以西、名古屋津島線以南)、港区(西臨港線以西、東海通以北)

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し1月1日～1月3日までを除く
受付時間	月曜日～土曜日 9時～17時30分
サービス提供時間	9時45分～16時15分

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和2年10月1日現在

職種	現員 (常勤換算数)	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	2.7名	2名
3. 生活指導員	1名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名

\* 常勤換算：職員それぞれの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では  
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：9：00～17：30
2. 看護職員	勤務時間：9：00～17：30
3. 機能訓練指導員	勤務時間：9：00～17：30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

＊ 要介護認定で要支援1または2と認定された方と要介護1から5と認定された方で保険給付の対象となるサービスが異なりますので必ずご確認ください。

・要支援1または要支援2と認定された方は、以下のサービスについて利用料金の大部分（通常9割）が予防給付として介護保険から給付されます。

#### ① サービス利用料金〔月額〕（契約書第6条参照）

・別紙『利用サービス確認一覧表』を参照の上、御契約者の要支援1または、要支援2に応じたサービス利用料（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスは、要支援1と要支援2では利用料が異なりますのでご注意ください。）

#### ② アクティビティ〔月額〕

・認知症の進行防止や気力の減退・生き甲斐の喪失など、閉じこもりや寝たきりなど状態の悪化につながらないように、楽しんで参加できるアクティビティ（レクリエーション）を取り入れた通所介護計画を生活相談員等が作成し実施します。

#### ③ 口腔機能向上〔月額〕

・口腔機能が低下している、または低下の可能性があるご契約者に対して、うがいや歯磨きなどを含めた専門的に機能向上が図れる計画を作成し実施します。

#### ④ 栄養改善〔月額〕

・低栄養状態にある、またはそうなる可能性があるご契約者に対して、管理栄養士と生活相談員等が協力して栄養改善計画を作成し実施します。

#### ⑤ 運動器の機能向上〔月額〕

・生活機能の向上のために、機能低下の恐れがある御契約者に対して、運動器の機能向上に関する機能訓練を専門の理学療法士が機能訓練計画を作成し、理学療法士と機能訓練指導員が実施、または監督指導を行い生活相談員等が協力して実施します。

＊入浴・送迎サービスについては、サービス利用料に含まれ利用されなくても同額です。

\*運動器の機能向上については、特に必要でない場合も個別に機能訓練を実施します。  
(この場合は、運動器の機能向上に関する利用料は発生しません。)

・要介護1から要介護5と認定された方は、以下のサービスについて利用料の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

①サービス利用料金〔利用1回当たり〕(契約書第6条参照)

・別紙『利用サービス確認一覧表』をご参照の上、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

②入浴

・入浴を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

\*送迎サービスは、サービス利用料に含まれ利用されなくても同額です。

(詳細につきましては、別紙『利用サービス確認一覧表』をご参照ください。)

☆歯磨き、うがいに関しては、ご契約者の状態に関わらず全員に実施します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

\*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事

・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

(食事時間)

12:00~13:00

・ご契約者に提供する食事の材料または調理などにかかる費用として「食費」をいただきます。(おやつ代金も、これに含まれます。)

料金:1回あたり600円

②排泄

・ご契約者の排泄の介助を行います。

(その際、当事業所の紙おむつなどを使った場合は、1枚につき150円を別途お支払いいただくこととなります。)

### ③通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、別途料金をいただきます。

### ④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、当月分を翌月まとめてお支払い下さい。

## (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者またはご契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為(身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む)を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合、事

業者は契約を解除することができます。

#### 記

##### 身体的ハラスメント

蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつけるなど

##### 精神的ハラスメント

大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

##### セクシャルハラスメント

必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかけるなど

##### カスタマーハラスメント

###### ① サービス提供範囲を超えた不当な要求

利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為（例：私的な依頼や個別の特別対応）。

###### ② 暴言や脅迫等による威圧的な言動

従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為（例：「訴える」「辞めさせる」といった言動）。

###### ③ 過度なプライバシー侵害

従業員に対し、個人情報聞き出す、またはプライベートな関与を強要する行為（例：「住所を教えろ」「LINEを交換しろ」など）。

###### ④ 反復的な苦情や批判による圧迫

業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為（例：同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す）。

###### ⑤ 施設運営を妨害する行為

他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行を妨げる行為（例：施設内での大声や暴れる行為）。

前項に関わらず、ご契約者または利用者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができます。

## 6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 橋本 優希

○苦情解決責任者

〔職名〕 施設長 渡邊 宏美

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：30

○電話番号 052-302-8029 [ 第2 共愛の里 ]

○第3者委員 佐藤 慶司

江場 昭夫

### （2）行政機関その他苦情受付機関

名古屋市・中川区役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市中川区高畑一丁目223 電話番号：052-363-4417・FAX：052-352-7824 受付時間：9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号：052-962-1307 受付時間：9：00～17：00
愛知県社会福祉協議会 愛知県運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁1丁目50 電話番号：052-212-5515 受付時間：月～金 9：00～17：00

令和 7 年 6 月 1 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービスまたは指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 5561.76㎡

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

6名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

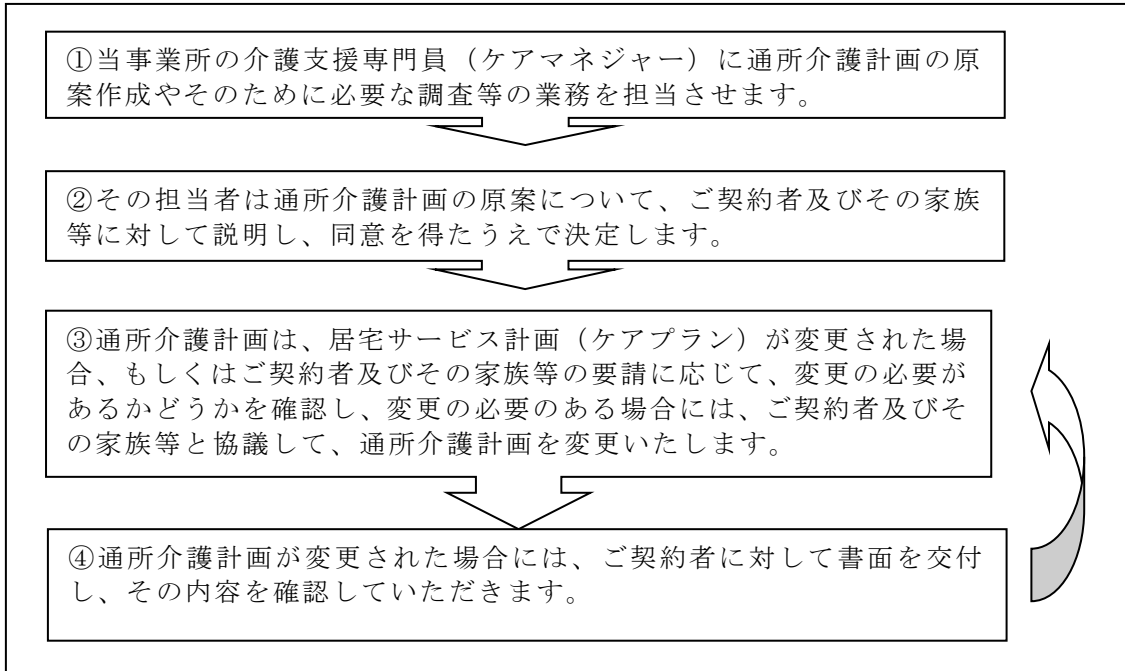
1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

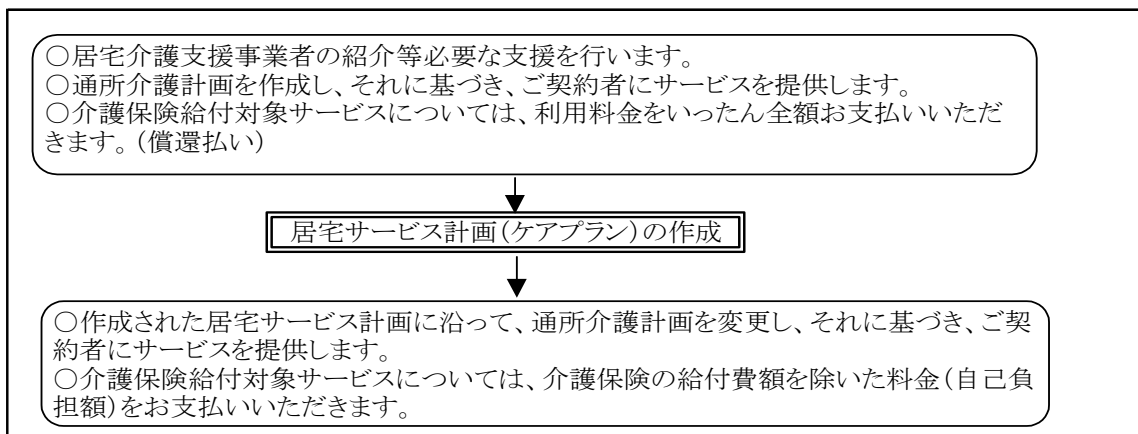
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

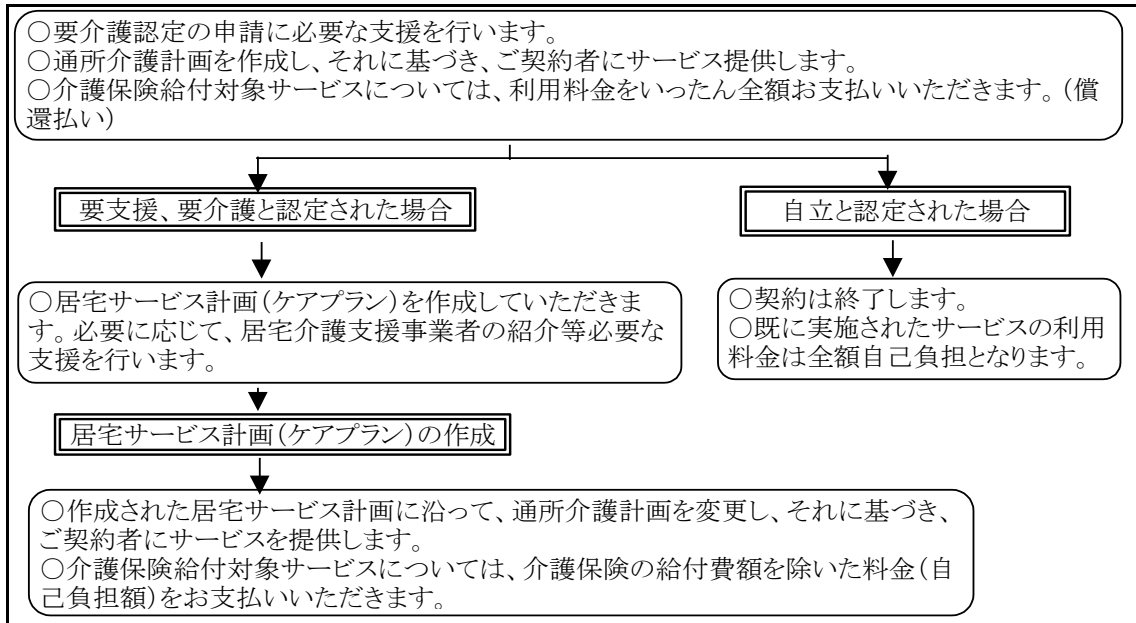


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合



## ②要介護認定を受けていない場合



## 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
  - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
  - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活

動を行うことはできません。

## (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。